

入っています」と菊枝さんが言うのは、建築業者に注文して思い通りに出来上がった神棚だそうです。毎日手を合わせ、家族みんなの無事を祈っています。

新築にあたっては、生活再建支援金や義援金を資金に充てましたが、地震保険にも助けられたと言います。

振り返ると、平成28年4月に町全域が大きな地震に見舞われた時、福永さんの自宅は全壊、その後の大雨で、それまでかろうじて建っていた自宅はつぶれてしまったそうです。福永さん親子は車中泊の後、飯野小学校に避難しましたが、電気が復旧すると、「避難所にも入れず、自分たちよりも困っている人がたくさんいる」との思いから、近くに住む長男の家に移りました。小池島田仮設団地(拡張)の完成後、9月29日に仮設住宅へ転居しましたが、そこでの生活は菊枝さんのお気に入りでした。

「何よりも部屋が私にはちょうど良い広さでした。知り合いや支援も多く、何一つ不足に思うことはありませんでした」(菊枝さん)

長男が誕生した年に建てた以前の家は築70年を迎え、さまざまところを増改築し思い出がいくつも詰まった家でした。

サラリーマンだったご主人が亡くなって33年が過ぎました。その間、わが家で食べる分の野菜を作りながら、民生委員や老人会、婦人会の役職を務め上げ、海外旅行にも幾度となく出かけました。

-広報ましき特別号-

「再歩」(縮刷版)を 発行しました

住まいの再建を考えている方々の参考となるよう、本紙で連載している「再歩」(4回分)を再編集し、縮刷版として発行しています。



企画財政課、生活再建支援課、交流情報センター、保健福祉センターに設置していますので、ご覧ください。



食事の好き嫌いもなく、体を動かしたり人々と触れ合うことが大好きな菊枝さんは、「これから健康に留意しながら、屋敷の草取りをしたり、地域サロンでものづくりを楽しみたい」「病気になるたら人生が面白くない。健康が第一です」と語ってくれました。話を伺った後、菊枝さん手作りの年賀状を見せてくれました。地域サロンで作成したという年賀状は、干支の犬の絵を中央に、まりなどをあしらひ、素敵なのがきに仕上がっていました。受け取った人の温かい笑顔が目に見えます。

熊本地震で二重のローンを 抱える人への支援

県では、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け被災住宅に係るローンを有する人が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額(上限50万円)を補助します。

対象 住宅に一部損壊以上の被害を受け、二重の住宅ローンを抱えることとなった人で、次の①～③をすべて満たす人

- ① 300万円以上の新たな住宅ローン(※1)を契約した人
- ② 被災住宅の既存ローン(※2)残高が500万円以上あること(※3)
- ③ 世帯員に課税所得金額が780万円を超える人がいないこと

- ※1 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築および補修、居住する住宅に係る宅地の購入または補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年4月15日以降平成32年3月31日までに金銭消費貸借契約をしたもの
- ※2 ※1と同様に借入れをした資金で、平成28年4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの
- ※3 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点補助金額 既存の住宅ローンに係る利子相当額

(元利均等毎月償還による算定額)(上限50万円)
申請期間 平成32年3月31日まで

※補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則3か月以内に申請してください。

※申請書は、県住宅課および役場生活再建支援課で配布しています。県住宅課☎からダウンロードすることもできます。

県住宅課 ☎3333・2547